# 第3章 農業経営者になるための基礎知識

農業を職業とするということは、単に農作業し生産物を出荷するということで はありません。

日々の栽培管理はもとより、資金繰りや労務管理、営農計画立案などの経営管理能力を身につけてこそ、様々な困難に立ち向かっていく足腰の強い農業者といえるのではないでしょうか。

この章では、このような経営管理能力を身につけた農業者(農業経営者)になるために必要な基礎知識を学んでいきましょう。

### 1 就農することは、自己責任です。

第2章のIVで支援機関の紹介をしましたが、農業を始めるのはあなた自身ですので、農作業をするのも、借金を返すのもあなたが行わなければなりません。支援機関ができるのは、助言と就農のための手助けです。

人によっては、ことあるごとに様々な要求をされる方もいますが、支援機関としても、予算的、人的にできることには限りがあります。農地などはもともとのストックがない等、要望に応えられないことも多々あります。

また、残念ながら、「わざわざ鳥取県に住んでやろうと思っているのに」とか「せっかく農業をしてあげるのに」という考えを持った方にも時々出会います。このような方は、要望が通らないと不平不満を口にされるようになります。さらに、経営がうまくいかなくなると、「はじめは支援が多くあると聞いてきたのにだまされた」と支援機関のせいにして、クレーマーのようになる方もいます。

冷たい言い方になるかもしれませんが、支援機関との関係に一度軋轢が生まれると、いったん修復できたとしても、近い将来、新たな問題が生じる可能性もあります。もし、「住んでやっている」、「農業ぐらいならできる」という気持ちがあるようでしたら、就農はうまくいきません。あなたにとっても、支援機関にとっても、お互いに不幸な結果を招きます。

大事なのは、農業を選んだのは自分で、鳥取県を選んだのも自分が決めたという 自己責任の自覚です。どうか忘れないでください。

# 11 独立して農業を行うために必要なこと

今、あなたは、農業大学校や先進農家で研修、または情報を収集し、目指す農業 を具体化しているところだと思います。

あなたの夢を現実のものとするために、まず独立して農業をするにあたっての最 低限必要な項目を整理してみましょう。

- 就農に必要な要素として思い浮かぶ項目は、資金、労働力、農地、住宅、作業場、機械や施設、栽培技術等が挙げられます。これらのうち一つでも欠けたら、独立して農業を行うことはできません。また、どれも簡単に確保したり、身につけることが難しいものです。
- 特に、栽培技術を身につけないことには、収入を得るための作物が作れないため、農業経営自体が成り立ちません。種まきから収穫・出荷までの一連の流れを体験しておくことや、農作業を覚えることはもちろんですが、自分が経営していくために、この作業は何のために今しなければならないのかという知識も習得しておくことは必須です。
- 更に、効率的な営農を行うためには、農地と住宅と作業場は一体として確保する必要があります。とりわけ、作物の生産基盤である農地を優先的に確保し、その近くで住宅や作業場を確保していくことが望ましい形です。
- また、就農初期から数年かけて、規模拡大や品目の複合化など経営をステップアップしながら、あなたの目指す農業の姿を現実化していくことになります。そこで、就農を考えている地域で、経営をステップアップしていくことができるかどうか(農地や労働力等の必要な項目の確保が可能か)も考えておく必要があります。
- しかし、最初から全ての条件が揃って就農できた人はいません。現在、地域で活躍している新規就農した先輩達も、自分自身の努力と関係機関の支援によって、順次手順を踏みながら必要な項目を実現してきています。身につけるのに時間の掛かる項目もありますので、あまり悩まず、焦らずに取り組んでいきましょう。
- これ以降は、個々の必要な項目について、詳しく見ていきましょう。

### 資金 (今あるお金+借入金)

- 今あるお金(自己資金)だけでなく借入金と合わせ、農業を行うために必要なお金を資金と呼びます。
- 借入金は負債ですので、将来的に返済する必要があります。このため、できるだけ自己資金を用意しておく必要があります。
- 農業に関係する資金は、大きく①施設投資資金と②運転資金の二つに分けられますが、もう一つ忘れてはいけないのが③生活資金(家計費)です。

### ①施設投資資金

・農業経営に必要な施設や機械などを整備するための資金です。これを整備するためには多額な資金が必要になるため、借入金でまかなうことは仕方がありません。ただし、返済期間は経営全体の資金繰計画を考慮した上で、適切な期間を設定するように心がけましょう。

#### ②運転資金

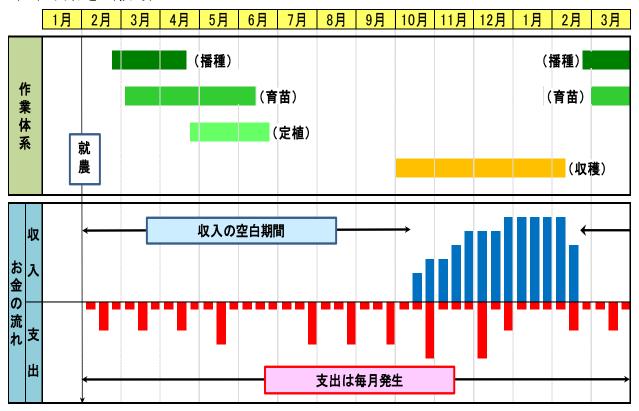
・毎年の営農に必要な経費(肥料代、農薬代、出荷資材代など)のことです。 これは原則として就農時には自己資金で、営農開始後は年度ごとの収益で まかなうものであり、そうでなければ経営は安定しません。

#### ③生活資金 (家計費)

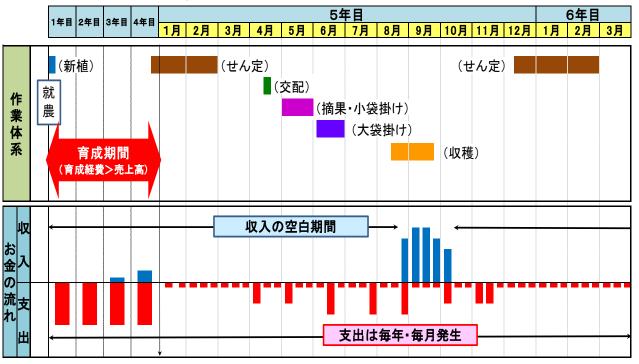
- ・日々の生活を送っていくために必要な経費です。
- ・当然のことながら就農時から経営が安定するまでの数年間は自己資金でまかなうものなので、家計費はできるだけ節約することが必要です。
- ・家族の状況によっては必要な家計費の増加が想定できる場合もありますので、農業以外での向こう10年間のライフプラン(子供の入学・卒業、自家用車や家電製品の買い換えなど、数十万円以上の出費が想定される事態)を建てておく必要もあるでしょう。
- なお、営農を始めても農業収入が入るのは農産物の収穫・出荷が始まる数か月先であり、また計画通りの収入が入るかどうかは天候や販売状況などで変わってきます。家族で農業を行うことを前提としている場合、安定的に収入が入ってくるまでの期間に必要な家計費も合わせて資金として用意しておく必要があります。
- 就農にあたっていくら資金(特に自己資金)が用意できるかで、就農後の 生活も大きく変わってきますので、一般的には必要な生活費の2、3年分は 最低でも用意しておくことをおすすめします。

### <参考>作業の流れとお金の流れのイメージ

### (1) 白ねぎ(秋冬)



### (2) なし (二十世紀 露地)



● 果樹の場合、新植後に育成経費より売上高が上がる収穫量が確保できるまでに 4~5年掛かるため、就農時に既存の果樹園を確保しておくことが必須です。

#### 知っておこう! 独立就農に準備した金額

平成28年に全国新規就農相談センターが実施した 「新規就農者(新規参入者)の 就農実態に関する調査結果」によると、新たに農業を始める人が準備した自己資金の平 均額は営農資金で232万円、生活資金で159万円という結果でした(平成18年の調 査結果では、自己資金の平均額は営農資金で550万円、生活資金で300万円)。

平成24年度に国が創設した青年就農給付金事業(現在は農業次世代人材投資事業)において、50歳未満で人・農地プランに位置づけられた独立自営の事業要件を満たした新規就農者を対象に、就農直後の経営確立を支援するために、最長5年間、年間最大150万円が交付されるため、近年は準備する自己資金は減る傾向にあるようです。

しかし、補助事業はいつ支援内容が変更・廃止されるかわかりませんし、万が一に離 農した場合には、一括返還のリスクも伴うため、自己資金の確保は大変重要です。

必要な自己資金額は、志す農業の種類(一般的に畜産や水稲は施設投資が多額)、経営規模や家族構成によって個々に差があるもので、ひとくくりに「○○円は必要です」というのは難しいと言えます。

国や県は、新たに農業を始める方に対して様々な支援を準備していますが、できるだけ多くの資金を準備しておくことに越したことはありません。

#### 注意しよう! 資金の借入れを行うにあたって

農業を始めるにあたって、目指す農業によっては国や県の制度資金を活用することが 可能な場合があります。

制度資金では、一定期間(据置期間)元本返済を猶予し、支払いは利息のみとする支援があります。据置期間は、元本返済が猶予されるので、経営が不安定な就農初期には有効ではありますが、据置期間は返済期間から差し引かれるため、据置期間を長く取ると、償還開始以降の年間返済額が多額になるというリスクがあります。

また、借入農家の中には、据置期間中に経営改善を図る努力をしなかったために、償還開始後に急激に経営悪化に陥る方がおられます。

特に、認定新規就農者が活用できる青年等就農資金は無利子の資金で最大5年間据え 置き期間を設定できますが、認定新規就農者になるために作成する青年等就農計画では 経営開始から5年間の計画を作成します。そのため、肝心な資金の返済が計画に反映さ れず、実際の返済が始まってから焦り出す就農者もあるようです。

資金利用にあたっては、まず返済の可否を十分吟味すること、据置期間中も漫然とせず、技術・経営改善を図り経営安定に努めることが極めて重要です。

## **労働力** (経営のステップアップの段階に応じた確保が必要)

- 農業は動植物が相手の仕事です。自分が忙しいからといって生育は待ってくれません。農作物の生育に合わせて、適切な時期に適切な管理を行うことが、目標とする所得を上げていくための絶対条件となります。
- 今ある労働力以上の経営を行おうとすると、どこかで作業の遅れや品質・収量の低下を招き、目標とする所得が得られない結果に至る可能性があります。
- 第2章でも書きましたが、労働力はあなたが目指す農業の「ビジョン」をどう 考えるかに大きく関わっています。つまり、農業の経営規模をステップアップし ていく段階に合わせて、必要な労働力も変わってくるということです。



- あなたが目指す農業の規模をこなせるかどうかを判断するために、まず、栽培 しようとする作物の作業ピーク時期及び必要時間を把握することが必要です。
- 次に、ピーク時の作業をこなせるかを検討しなければなりません。就農当初は、 労働力は家族労力を基準とし、労働力が足りない場合は、出来るだけピーク時の 作業時間を削減していくよう栽培面積や作型を再検討する必要があります。
- 第2章でも説明しましたが、農作業は一人で行う場合、作業効率が著しく劣ります。できるだけ二人以上で就農されることをおすすめします。
- このため、家族での就農を希望される方はできるだけ家族の協力が得られるよう十分話し合いをしておく必要があります。また、単身の方は作業が集中するときに手伝ってもらえる同じ志を持った仲間を作っておくことも大切と言えます。
- 経営が軌道に乗り、次のステップアップとして規模拡大を考える場合は、雇用を入れていく必要があります。労働基準法の遵守や福利厚生などの労働環境を整備する必要があるほか、経営規模にあった人数と労賃を算出し収益が上がるのかどうかを精査せねばなりません。
- 経営規模に比べて、従業員が少なければ過重労働になり、従業員が離れていく要因となりますし、逆に従業員が多ければ雇用労賃がかさみ、経営を圧迫している事例も少なくありません。
- 現在は、人手不足で従業員を確保することも容易ではなくなってきています。 年間を通じた常時雇用を確保するには、農繁期や農閑期の関係なく、年間の労働

カの平準化を図ることが必要で、そのためには、農閑期に作業が生まれる新たな 作物の導入や、加工等の新たな分野への取り組みを考える必要もあります。

- 優秀な従業員を見つけることも大変ですが、自ら雇用し続けながら人材を育てていくことは更に大変です。そのためには、あなた自身も勉強して従業員を大事に辛抱強く扱うことが必要です。少しでも従業員を自分の踏み台のように扱えば、相手は必ず離れてしまいます。
- 逆に、良い雇用環境である職場ならば、現在の従業員から評判が伝わり、彼らの知り合いなど新しい従業員の候補者も集まってくるものです。
- 1ターン者の場合、地元でのつながりが弱いままでは、従業員確保が非常に困難です。何よりも、まずは地域で信頼される存在になることを目指しましょう。

### 農地は誰かの財産であり、農地を借りるには農業委員会の許可が必要!

- 農地は作物生産の基盤であり、自分の目指す農業の条件に合った農地が確保できるかが、就農がうまくいくかどうかを左右する大きな要因となります。そのため、農地の選定には慎重にあたることが大切です。
- 通常は、農地の購入には多額の資金が必要となることから、借地により農業を 始めることをおすすめします。
- 最近は、全国的に耕作放棄地が多くあり、いくらでも農地は余っていて、利用 方法に困っている方が多いという報道も頻繁に見受けます。そのため、農地は簡 単に確保できると信じて就農相談に来られる方も多いようです。しかし、実態は 大きく異なり、非農家出身の方や I ターンされた方にとって、適当な農地を借受 けるということは、非常に難しいという現実があります。このことをまず認識し ていただきたいと思います。
- 農地は個人財産ですので、たとえ荒れ果てた農地でも必ず所有者がいます。また、農地の貸し借りは農地法などの法律に基づいて運用されますので、必ず農地が所在する市町村の農業委員会の許可を得なければ契約が成立しないため、農業委員会への申請及び許可が必要になります。
- つまり、どのような農地であっても、所有者に無断で勝手に耕作を開始することはできないということです。
- また、所有者との間で農地の貸し借りの合意が得られていたとしても、農業委員会が耕作者であるあなたに、耕作を続けていける能力があるかを審査します。 その上で初めて貸し借りの契約の許可がなされます。自分勝手に耕作を始めることはできません。
- まずは、農地を借りるための最低限のルールとして、これらのことを頭に入れておきましょう。

### 農地の確保は慎重に!(アパートを借りるようには行きません!!)

- あなたが目指す農業に適した農地を借り受けるのが難しい理由は?
  - ① 農地は、いわゆる「空き農地情報」といった形で公開されているものが少ない上に、所有者が貸し出したいと思う農地は条件の悪い場所であることが多いため。
  - ② 農地の条件の善し悪し等、求めている農地に適しているかは、農業の経験の無い人では判断が難しいこと。
  - ③ 耕作放棄地については、なぜ、耕作放棄地になったのか、その理由や農地の来歴を知ることが難しいため。
  - ④ 農地は、特に高齢の所有者にとっては愛着のある財産であり、たとえ耕作していない農地であっても、素性のわからない非農家出身者や I ターン者(信頼関係がない者)には、貸したがらない傾向があること。
  - ⑤ 相続がされていない農地については、農地の貸し借りそのものが手続き上難 しく、正式な契約に至りにくいこと。 等々
- 候補地が見つかったとしても、その農地の地力や日当たり、水はけなどの土地 条件・特性が、あなたの目指す農業に適しているかは、現在のあなたでは判断が できないと思ってください。実際に、自分だけの判断で急いで貸借の契約を進め た農地の条件が悪かったために、その後の営農に苦労した事例も多くあります。
- そんな悪い農地は、すぐに解約すればと考えるかもしれませんが、農地の所有者があなたが困っていると思って好意で農地を貸してくれたとすれば、簡単に貸借契約を解約することは、あなたの近隣の農家との信用をなくすことにもなりかねません。
- また、耕作放棄地にはなるべく手を出さない方が賢明でしょう。それは、耕作 放棄地の場合は雑草が繁茂しているため、雑草の種子も多く落ちているため、耕 作を開始した後で雑草対策に苦労することが多いからです。
- それから、耕作放棄地には耕作放棄地になった理由があり、単純に年を取って 労力がないので耕作していないというような理由ならばまだいいのですが、農地 に行くのに他人の農地を通らないといけないとか、水が湧いてくるとかすぐには 解決できない理由もありますので、その理由をしっかり把握していないと、こん なはずでは無かったのにということが多々あります。
- そのため、農地の貸借契約を進める時は、就農予定となる市町村農業委員会や 公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構、農業改良普及所の普及員などの関 係機関の協力を得ながら、事前に農地の条件を確認した上で、判断をして進めて いくようにしましょう。
- なお、就農当初から5年後の目標面積の農地を確保することはまず不可能ですので、当初の1~2年は20~30a程度の最低限の規模で始めることを考えま

しょう。

- そして、経営が軌道に乗り、地元でも信用を得た就農3~4年目以降に、改めて近隣の農地との集約を考えながら、目標とする面積を確保していく方法もあります。このような場合でも、慌てて確保するのではなく、関係機関と相談しながら、可能な限り条件の良い農地を根気よく探していくことが必要です。
- いずれにしても、就農地の確保に至る過程は百人百様で、こうすれば必ず希望の農地が見つかるというものはありません。まずは、就農予定となる市町村役場や農業委員会、次に説明する農地中間管理機構(公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構)などに相談されることをおすすめします。

### 農地の確保には、農地中間管理事業を活用しよう!!

- 前ページのように、農地の貸し借りには多くの難しい問題がありますが、現在、 それらの問題を解決する一つの制度として、農地中間管理事業が存在します。これは、農地の中間的受け皿として、農地中間管理機構(鳥取県では公益財団法人 鳥取県農業農村担い手育成機構が指定)が農地の出し手と受け手を取り持つ仕組 みで、平成26年度から始まりました。
- この制度は、公的機関である農地中間管理機構が、農地を貸したい人(出し手)から一旦農地を借り上げ、自ら手を上げた農地を借りたい人(受け手)のニーズと、地域の話し合いによる意向を調整し、農地をまとめて貸出すことにより、担い手の育成や経営発展を支援するものです。

# 農地中間管理事業の概要



● 新規に農業を始められる方は、農地の貸し借りが安心して行える、農地中間管理事業の活用をおすすめしますので、まずは公益財団法人鳥取県農業農村担い手

育成機構に相談しましょう。

- なお、有効に農地中間管理事業を活用して、就農希望地域で条件の良い農地を借り受けるにも、なるべく早い段階から地域の中で認めてもらえるよう、真摯な態度で研修等に取り組むことが大切です。
- あなたが借りた農地をどのように管理しているかは、地域の方がしっかり見ています。借りた農地を荒らしてしまうことは、農地の所有者の気分だけでなく、あなた自身の地域での立場も悪くなります。大事な財産を借りさせていただいているという感謝の気持ちを忘れず、きちんと農地を管理をしていくことが、地域に認められ溶け込むための第一歩です。

## 住宅 (できるだけ就農地の近くが望ましい)

- 第2章にも書きましたが、農地と住宅は一体のものとして、探すようにしましょう。「ターンされる方は、よい住宅の物件が見つかると、慌てて契約してしまいがちですが、農業を始める場合は、決して急いではいけません。
- 農業は、日々適切な管理が求められるため、できるだけ農地の近くに住宅を確保することが望ましいのです。
- 条件の良い農地の確保が、営農を軌道に乗せていく最大の要因です。農地より 先に住宅を決めてしまうと、おのずと農地の選択エリアが狭くなり、せっかく条 件の良い農地が見つかっても、住宅からの距離で諦めざるを得ません。
- そのため、研修中や就農初期には、アパートや公営住宅に仮住まいをし、農地の目処を付けてから、その近くで住宅を探すことをお勧めします。
- 就農後の住宅は、就農希望地域の関係機関などを通じて探してもらうのが普通ですが、農地と同様、なかなか見つからないということも多いようです。
- どうしても見つからない時は、引き続きアパートや公営住宅などに住み続ける ことになりますが、その場合、作業小屋や機械の格納庫を別に確保する必要があ ります。
- 市町村の「空き家バンク」を活用するのも1つの方法ですが、空き家が見つかったとしても、修繕に多額の費用がかかった例もあり、賃貸借の契約にあたっては十分注意が必要です。

### 作業場(格納庫)を建てる場合は、土地を買うことも視野に入れて!

- 現在、農業を始めるに当たって最も確保が難しいのが、作業場(格納庫)だと思われます。
- 作業場(格納庫)も、原則農地の近くで確保するように心がけましょう。作業場は、これまで研修先の農家や関係機関の紹介で確保してきたことが多かったのですが、最近は確保しづらくなっています。空いた作業場があっても、所有者の住宅と一体化していて、作業場だけを貸すことが困難な事例も多いようです。
- また、運良く空いた作業場が見つかり、所有者との間でいったん話がまとまっても、所有者の代替わりを機に返さなければならなくなり、別の作業場を探すことになった事例もあります。
- 作業場を借りる場合は、こうした事態を想定しておく必要があります。特に、借りた作業場を改造する時は、先々所有者との間でトラブルにならないよう、改造によって価値が上がった部分をどうするのか等について、取り決めをしておく必要があるかもしれません。
- また、借りた土地に作業場を建てる場合には、土地と建物の所有者が異なるため、注意が必要です。土地の貸借期間が短く、所有者が契約更新しない場合、作業場を解体して土地を返却することを求められかねません。土地の所有者本人だけでなくその家族とも相談し、できるだけ長い期間の貸借契約を結ぶことが必要でしょう。
- これは、作業場だけでなく、ビニールハウスのような施設においても言えることですので、頭に入れておいてください。
- なお、これらのことを防ぐには、施設を建てる土地については購入し、所有権を取得するという選択肢も考えておくとよいでしょう。
- また、作業場については、栽培する品目によっては、場所の選定も難しくなります。例えば、白ネギの作業では皮むきの際に使用するコンプレッサーの騒音や、人によってはネギのにおいを嫌う方もいるので、住宅街の中の作業場は避けた方が無難でしょう。
- 作業場を建てる場合、電気や水道、場合によってはトイレの整備が必要で、それらが整う場所かどうかの判断を要します。農地の場合、面積によっては農地転用の許可が必要だったり、建築許可がおりるかどうかなど、何かと越えるべきハードルがあります。市町村の担当部局に相談・確認をしながら、進めていく必要があります。
- 何事に関しても、性急に結論を出さず、周りの意見や助言を参考にしながら、 辛抱強く対応していきましょう。

### 農業機械の購入は、何が必要かをよく考えて!(中古品の活用も考慮)

- 鳥取県では、就農初期に必要な機械を県が 1/3、市町村が 1/6、合計 1/2 を 補助する事業を実施しています。
- 補助事業があることから、中には就農一年目から新品の機械を一式そろえたいという希望を持つ就農希望者もいます。しかし、補助事業を活用しても、半額は自己資金として準備する必要がありますので、就農初期に購入する機械については、しっかりと計画を立て、必要最小限にとどめるようにしましょう。補助事業は就農後5年間活用できますので、必要な機械は計画的に整備していきましょう。
- 特に、就農 1、2 年目の経営規模は、まだ小さい場合が多いので、研修先や近隣の方から機械を借りたり、中古品を活用する等の工夫を考えましょう。
- 就農相談の窓口として第2章で紹介した公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構では、中古の機械(トラクター、管理機等)を扱っており、貸出しや販売も行っていますので、中古機械についても相談することをおすすめします。

#### 知っておこう! 新規就農者が就農時に苦労したこと

平成28年に全国新規就農支援センターが実施した調査によると、就農時、「営農技術の習得」、「資金の確保」、「農地の確保」、「家族の了解」の順に苦労したとする割合が高くなっています。

特に、「営農技術の習得」は 78.6%、「資金の確保」は 77.2%で、他の項目を大きく上回っています。

また、「農地の確保」は47.1%と、前回調査よりも17.9%高くなっています。

親元就農者であっても、経営継承や部門経営を行う場合には、資金の確保や農地の 確保が大きな課題となっており、農地の確保が1位で、次いで資金の確保、営農技術 の習得となっています。

